

医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会 開催要領 新旧対照表

該当箇所	改正後	改正前
頁2 3. 検討会の構成等	(5)委員は、在任中、薬事に関する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得る顧問等に就任した場合には、辞任しなければならない。	(新設)
頁4 4. 運営等	医薬産業振興・医療情報企画課	経済課